

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について(通知)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(平成25年政令第208号。以下「改正政令」という。)(官報号外第138号)が平成25年6月28日に公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学工業品輸出入協会会長宛てに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 改正政令について

1 次に掲げる物を毒物に指定したこと。

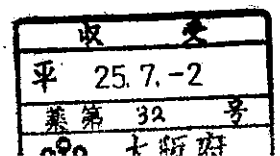
- (1) クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤
- (2) クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤
- (3) テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド及びこれを含有する製剤
- (4) ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤

2 次に掲げる物を劇物に指定したこと。

- (1) 2-(ジエチルアミノ)エタノール及びこれを含有する製剤(2-(ジエチルアミノ)エタノール0.7%以下を含有するものを除く。)

3 次に掲げる物を劇物から除外したこと。

- (1) 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-1R, 3R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-1R, 3R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テト



ラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラートの混合物(2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート80.9%以上を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート10%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート2%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1RS, 3SR)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート1%以下を含有し、かつ、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパン-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.2%以下を含有するものに限る。)並びにこれ含有する製剤

4 施行期日

平成25年7月15日から施行することとしたこと。ただし、第1の3の劇物からの除外に係る改正規定については、公布の日から施行することとしたこと。

5 経過措置等

- (1) 新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情に鑑み、改正政令の施行の日(平成25年7月15日)において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、同年10月31日までは、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「法」という。)第3条(禁止規定)、第7条(毒物劇物取扱責任者)及び第9条(登録の変更)の規定は適用せず、また、改正政令の施行の日において、現に存するものについては、同日までは、法第12条(毒物又は劇物の表示)第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定は適用しないこととしたこと。
- (2) 新たに毒物又は劇物に指定された第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導すること。また、改正政令の施行の日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条(毒物又は劇物の譲渡手続)、第15条(毒物又は劇物の交付の制限等)、第15条の2(廃棄)、第16条(運搬等についての技術上の基準等)等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行の日から適用されるものであるので、関係業者を適正に指導すること。

第2 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添1に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添2のとおりであること。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤</p> <p>六の三 （略）</p> <p>六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤</p> <p>六の五〜六の十一 （略）</p> <p>七〜十九の二 （略）</p> <p>十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれを含有する製剤</p> <p>十九の四〜十九の六 （略）</p> <p>二十〜二十四の五 （略）</p> <p>二十四の六 ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤</p> <p>二十四の七 （略）</p> <p>二十五〜三十一 （略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六の二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六の三〜六の九 （略）</p> <p>七〜十九の二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十九の三〜十九の五 （略）</p> <p>二十〜二十四の五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十四の六 （略）</p> <p>二十五〜三十一 （略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (105) (略)

(106) 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベン

ンジルⅡ (Z) ―(一R・三R) ―三―(二―シアノプロパー

―エニル) ―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ (E) ―(一R・三R) ―三―(二―シアノプロパー

―エニル) ―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ (Z) ―(一S・三S) ―三―(二―シアノプロパー

―エニル) ―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ (EZ) ―(一RS・三SR) ―三―(二―シアノプロ

パー―エニル) ―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシ

ラート及び二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメ

チル) ベンジルⅡ (E) ―(一S・三S) ―三―(二―シアノプ

ロパー―エニル) ―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキ

シラートの混合物 (二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メ

トキシメチル) ベンジルⅡ (Z) ―(一R・三R) ―三―(二―

シアノプロパー―エニル) ―二・二―ジメチルシクロプロパン

カルボキシラート八〇・九%以下を含有し、二・三・五・六―テ

トラフルオロ―四―(メトキシメチル) ベンジルⅡ (E) ―(一

R・三R) ―三―(二―シアノプロパー―エニル) ―二・二―

ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇%以下を含有し、

二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル) ベン

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (105) (略)

(新設)

ジルⅡ (Z) — (一S・三S) — 三 — (二—シアノプロパー—
 エニル) — 二 — 二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート二
 %以下を含有し、二・三・五・六—テトラフルオロ—四—(メト
 キシメチル) ベンジルⅡ (EZ) — (一RS・三SR) — 三 —
 二—シアノプロパー—エニル) — 二 — 二—ジメチルシクロプロ
 パンカルボキシラート—%以下を含有し、かつ、二・三・五・六
 —テトラフルオロ—四—(メトキシメチル) ベンジルⅡ (E) —
 (一S・三S) — 三 — (二—シアノプロパー—エニル) — 二 —
 二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含
 有するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

(107) |
 (170) |
 (略)

三十三 (略)

三十三の二 二—(ジエチルアミノ) エタノール及びこれを含有する
 製剤。ただし、二—(ジエチルアミノ) エタノール〇・七%以下を
 含有するものを除く。

三十三の三 (略)

三十四〜百九 (略)

2 (略)

(106) |
 (169) |
 (略)

三十三 (略)

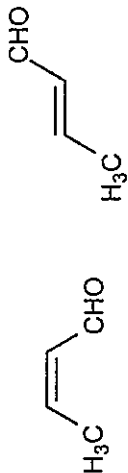
(新設)

三十三の二 (略)

三十四〜百九 (略)

2 (略)

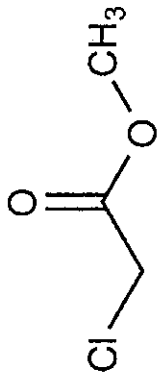
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
クロトンアルデヒド	 <p> <chem>C4H6O / (CH3CH=CHCHO)</chem> 分子量 70.1 CAS No. 4170-30-3 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：特有の刺激臭のある無色の液体 沸点：104℃ 融点：-76℃ 相対蒸気密度：2.41 (空気=1) 相対比重：0.85 (水=1) 蒸気圧：3.2 kPa (25℃) 溶解性：水；18.1g/100mL (20℃) エタノール、エーテル、アセトンに可溶 引火点：8℃ (高引火性液体) 安定性・反応性：酸、塩基と接触すると重合化；酸化剤と反応すると危険	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >50 ~ ≤300 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ 128 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/m ³ (0.5hr), mg/L (4hr), ppm (0.5hr) (4hr)) ラット 4000mg/m ³ (0.5hr), 1400ppm (0.5hr) (⇒ 486, 495ppm (4hr)) (ガス) ラット 88ppm (4hr) (=0.26mg/L (4hr) (ガス)) 皮膚腐食性 ウサギ + 眼刺激性 ウサギ +	プタノール、クロトン酸、ソルビン酸等の各種化学薬品及び医薬品の製造原料。樹脂及びポリビニルアセタールの製造原料。ポリ塩化ビニルの溶媒。ゴム酸化防止剤。

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
クロロ酢酸メチル	 <p> $C_3H_5ClO_2$ 分子量 108.5 CAS No. 96-34-4 </p>	原体及びこれを含む製剤	外観: 特徴的な臭気のある無色の液体 沸点: 130°C 融点: -32°C 相対蒸気密度: 3.7 (空気=1) 相対比重: 1.2 (水=1) 蒸気圧: 660 Pa (20°C) 溶解性: 水: 4.6g/100mL (25°C) アルコール、エーテルに可溶 引火点: 57°C (引火性液体) 安定性・反応性: 還元剤、酸化剤と反応	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) マウス >50 ~ ≦300 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ウサギ 318 急性吸入毒性 LC_{50} (ppm (4hr)) マウス 210 ~ 315 (ガス) 皮膚刺激性 ウサギ 強度の腐食性 眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷	医薬品 (ビタミン B1・B6)、香料、農薬、界面活性剤等の溶剤等。

※ 急性毒性: 単回投与 (暴露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50) 又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50% 致死量 (濃度) を表し、投与 (暴露) された動物のうち 50% が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

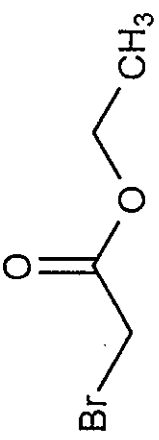
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
テトラメチルアンモニウムヒドロキシド	$\begin{array}{c} \text{CH}_3 \\ \\ \text{H}_3\text{C}-\text{N}^+-\text{CH}_3 \\ \\ \text{CH}_3 \end{array} \quad \text{OH}^-$ <p style="text-align: center;"> $\text{C}_4\text{H}_{13}\text{NO} / (\text{CH}_3)_4\text{NOH}$ 分子量 91.2 CAS No. 75-59-2 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外觀：白色の吸湿性針状結晶 沸点：135～140℃で分解 融点：63℃ 相対蒸気密度：3.1 (空気=1) 相対比重：1.0 (水=1) 蒸気圧：1.55 × 10 ⁻⁶ hPa (25℃) 溶解性：水；1000g/L (25℃) オクタノール/水 分配係数 (log P)：-2.47 その他の溶解性： — 安定性・反応性： 水溶液は塩基と強く反応。金属と触れると水素ガスを発生。	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 34～50 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 112 急性吸入毒性 データなし 皮膚刺激性、眼刺激性 強いアレルギーから腐植性物質と推定	半導体及び液晶パネルのフोटリソグラフィプロセスにおいて使用。電子部品洗浄剤。触媒。試薬。

※ 急性毒性：単回投与（暴露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

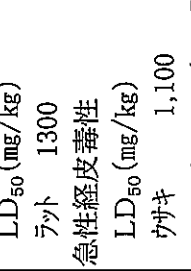
毒物に指定するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
ブロモ酢酸エチル	 <p> $C_4H_7BrO_2$ 分子量 167.0 CAS No. 105-36-2 </p>	原体及びこれを含む製剤	外観：無刺激臭を伴う無色の液体 沸点：159℃ (他のデータ 168.5℃) 融点：-38℃ 相対蒸気密度：5.8 (空気=1) 相対比重：1.5(水=1) 蒸気圧：449 Pa(25℃)	原体： 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) マット>50~≦300 急性経皮毒性 データなし 急性吸入毒性 致死濃度 (ppm(4hr)) 68(ガス) 皮膚刺激性 ヒト 軽度の刺激性 眼刺激性 ヒト 重篤な損傷	医薬品及び農薬の製造中間体。有機合成原料。

※ 急性毒性：単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50)：50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの(濃度下限値設定により劇物から除外するものを含む。)

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-(ジエチルアミノ)エタノール	 <p style="text-align: center;"> $C_6H_{15}NO / (C_2H_5)_2NC_2H_4OH$ 分子量 117.2 CAS No. 100-37-8 </p>	原体及びこれを含有する製剤(0.7%以下を含有するものを除く。)	外観:無色透明の吸湿性液体 沸点:163℃ 融点: -70℃ 密度:0.88g/cm ³ (25℃) 相対蒸気密度:4.04 (空気=1) 相対比重:1.02(水=1) 蒸気圧:0.19 kPa(20℃) (他のデータ:0.25 kPa(20℃)) 溶解度: 水に混和(1000g/L)、オクタノール/水 分配係数(log P):0.31(他のデータ:0.21) エタノール、エーテル、アセトン、ベンゼンに可溶 引火点:52℃(引火性液体) 安定性:反応性: 室温で安定。吸湿性。強酸、強酸化剤と反応	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 1300 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ウサギ 1,100 モルモット 885(4日間適用。4時間では1000超と推察) 急性吸入毒性 LCL ₀ (mg/L(4hr)) ラット 4.5(蒸気) 皮膚刺激性 ウサギ + 眼刺激性 ウサギ 強度の刺激性～腐植性	医薬品(抗ヒスタミン剤、抗マラリア剤、局所麻酔剤、鎮痛剤等)の製造原料。印刷インキ及びアゾ染料の緩衝揮発剤。燃料油のスタンプ防止剤及び分散剤。ワックス類の乳化剤。防錆剤。エポキシ樹脂の低温重合促進剤。ウレタンフォームの発砲触媒。

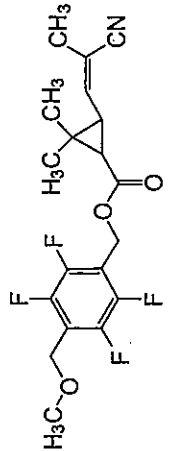
*:理由
 ・経験則から最初は空気供給量を低めに設定し、徐々に上げて濃度の適正条件を探ったが、

				<p>12.0L/min から 13.0L/min まで上げたところで濃度が平衡若しくは減少傾向となり、相関性が不良という結果になった。従って、13.0L/min での濃度 5.22mg/L が技術的な発生限界濃度であるとして、当該数値を目標に本試験を実施し、曝露濃度が 4.43mg/L という結果になった。</p> <p>一方、経済協力開発機構(OECD)の化学物質の試験に関するガイドライン/急性吸入毒性試験(403)中に、ミストの場合 5mg/L 又は到達可能な最大濃度が上限濃度である旨記載されており、本試験の曝露濃度設定は妥当であると判断した。</p> <p>皮膚刺激性 ウサギ、 — 眼刺激性 ウサギ、 軽度の刺激性</p>
--	--	--	--	---

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又は LC₅₀(Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル-(Z)-(1R, 3R)-3-(2-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート, 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート, 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート)及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート)の混合物(2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)-3-(2-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシレート)80:	 <p> <chem>C19H19F4NO3</chem> 分子量 385.35 CAS No. 609346-29-4 </p>	原体並びにこれ を含有する製剤	外觀: 白色の粉末又は小塊 融点: 71.2°C 蒸気圧: 0.055 mPa (25°C) 溶解性: 水; 2.11 mg/L (20°C) オクタノール/水 分配 係数 (log P): 3.369 安定性・反応性: 通常の取扱いにおいて安 定	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ♀マウス > 2,000 ♀マウス > 300 ~ < 2,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ♀マウス > 2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/kg) ♀マウス > 2 皮膚腐食性 ウサギ - - 眼刺激性 ウサギ 極く軽度の刺激性	殺虫剤原体

<p>9%以上を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1R, 3R)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラ-10%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラ-2%以下を含有し、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1R, S, 3SR)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラ-1%以下を含有し、かつ、2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-(メトキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパ-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラ-0.2%以下を含有するものに限る。)</p>				
--	--	--	--	--

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (六八)

○旅券法の一部を改正する法律 (六九)

○食品表示法 (七〇)

○いじめ防止対策推進法 (七一)

〔政令〕

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令 (一九四)

○金融庁組織令の一部を改正する政令 (一九五)

○消費者庁組織令の一部を改正する政令 (一九六)

○経済産業省組織令の一部を改正する政令 (一九七)

○産業構造審議会令の一部を改正する政令 (一九八)

○総合資源エネルギー調査会令の一部を改正する政令 (一九九)

○国土交通省組織令の一部を改正する政令 (二〇〇)

三

○福島復興再生特別措置法の一部の施行期日等を定める政令 (二〇一)

○福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令 (二〇二)

○関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日等を定める政令 (二〇三)

○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (二〇四)

○中小企業政策審議会令の一部を改正する政令 (二〇五)

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令 (二〇六)

○薬事法施行令の一部を改正する政令 (二〇七)

○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 (二〇八)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日等を定める政令 (二〇九)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (二一〇)

○消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令 (内閣府四一)

○地方税法施行規則の一部を改正する省令 (総務七〇)

○在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令 (総務・外務一)

○薬事法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働八五)

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 (同八六)

○国民年金法施行規則の一部を改正する省令 (同八七)

○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令 (同八八)

○農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産五二)

○森林法施行規則の一部を改正する省令 (同五三)

○経済産業省組織規則の一部を改正する省令 (経済産業三二)

○電気事業法施行規則の一部を改正する省令 (同三三)

○国土交通省組織規則の一部を改正する省令 (国土交通五二)

○観光庁組織規則の一部を改正する省令 (同五三)

○海事代理士法施行規則の一部を改正する省令 (同五四)

○指定海上防災機関に関する省令 (同五五)

○船舶安全法施行規則の一部を改正する省令 (同五六)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令 (同五七)

○船舶設備規程の一部を改正する省令 (同五八)

○国際連合安全保障理事会決議第二千九十三号(ソマリア)の制裁対象者の指定基準の更新等に関する決議に関する件 (外務二二四)

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件 (財務二二二)

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件 (同二二六)

○薬事法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の登録事項を変更した旨を公示する件 (厚生労働二二七、二二八)

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件 (同二一九)

○労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の規定に基づく休業補償給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件 (同二二〇)

○以下次のページへ続く

〔省令〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令 (総務七〇)

○在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令 (総務・外務一)

○薬事法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働八五)

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 (同八六)

○国民年金法施行規則の一部を改正する省令 (同八七)

○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令 (同八八)

○農林水産省関係福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産五二)

○森林法施行規則の一部を改正する省令 (同五三)

○経済産業省組織規則の一部を改正する省令 (経済産業三二)

○電気事業法施行規則の一部を改正する省令 (同三三)

○国土交通省組織規則の一部を改正する省令 (国土交通五二)

○観光庁組織規則の一部を改正する省令 (同五三)

○海事代理士法施行規則の一部を改正する省令 (同五四)

○指定海上防災機関に関する省令 (同五五)

○船舶安全法施行規則の一部を改正する省令 (同五六)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令 (同五七)

○船舶設備規程の一部を改正する省令 (同五八)

○国際連合安全保障理事会決議第二千九十三号(ソマリア)の制裁対象者の指定基準の更新等に関する決議に関する件 (外務二二四)

○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件 (財務二二二)

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件 (同二二六)

○薬事法第二十三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の登録事項を変更した旨を公示する件 (厚生労働二二七、二二八)

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件 (同二一九)

○労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の規定に基づく休業補償給付又は休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件 (同二二〇)

○以下次のページへ続く

○以下次のページへ続く

○以下次のページへ続く

○以下次のページへ続く

○以下次のページへ続く

○以下次のページへ続く

○以下次のページへ続く

○以下次のページへ続く

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の二、第六号の四、第十九号の三及び第二十四号の六並びに第二条第一項第三十三号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成二十五年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成二十五年十月三十一日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百九号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年七月一日とする。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百十号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、同法附則第九十八條及び第九十九條、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第九十四條の三第一項並びに附則第九條の四の二第一項から第三項まで、第九條の四の三第一項及び第五項、第九條の四の四並びに第九條の四の六第一項及び第二項並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百六條の規定に基づき、この政令を制定する。

(国民年金法施行令の一部改正)

第一条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二号中「第十二条第一項から第三項まで」を「第十二条第五項から第八項まで」に改め、「合算した数」の下に「から当該年度において法附則第九條の四の二第一項に規定する不整合期間となつた期間の総月数を減じた数」を加える。

第十四條の五の次に次の八條を加える。

(法附則第九條の四の二第一項の政令で定める期間)

第十四條の六 法附則第九條の四の二第一項に規定する政令で定める期間は、次のとおりとする。

- 一 法附則第七條の三第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間
- 二 平成六年改正法附則第十條第三項の規定により保険料納付済期間に算入された期間
- 三 平成十六年改正法附則第二十一條第二項の規定により保険料納付済期間に算入された期間
- (法附則第九條の四の二第二項の政令で定める法令)
- 第十四條の七 法附則第九條の四の二第二項に規定する政令で定める法令は、次に掲げる法律及びこれに基づき又はこれを実施するための命令（これらの法令の改正の際の経過措置を含む。）とする。

- 一 法
- 二 厚生年金保険法
- 三 国家公務員共済組合法
- 四 地方公務員等共済組合法
- 五 私立学校教職員共済法
- 六 平成十三年統合法（平成十三年統合法の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。）を含む。第十四條の十二第六号、第十四條の十二第二項第六号及び第十四條の十三第二項第六号において同じ。）
- 七 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号。以下「協定実施特例法」という。）
- (法附則第九條の四の二第三項の政令で定める規定)
- 第十四條の八 法附則第九條の四の二第三項に規定する政令で定める規定は、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）附則第二条第一項とする。
- (法附則第九條の四の三第一項の政令で定める額)
- 第十四條の九 法附則第九條の四の三第一項に規定する政令で定める額は、同項の規定により同項に規定する特定保険料（以下「特定保険料」という。）を納付する月（以下この項において「納付対象月」という。）が次の表の上欄に掲げる年度に属する場合において、当該納付対象月に係る保険料に相当する額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（この額に十円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五円以上であるときは、これを十円として計算する。）とする。

平成十七年度	〇・〇八一
平成十八年度	〇・〇六四
平成十九年度	〇・〇四八
平成二十年年度	〇・〇三三
平成二十一年度	〇・〇二一
平成二十二年度	〇・〇〇九